

# 事業継続ガイドライン第三版英訳版について

---

## ■取組の背景

■平成25年（2013年）8月、内閣府は**事業継続ガイドライン第三版**を公表した。

■内閣府では、国内外の企業等における事業継続の取組をさらに普及・発展させるため、**海外に対して我が国の事業継続に係る知見の積極的発信が不可欠**と考え、同ガイドライン英訳（仮訳）版（以後、英訳版）を作成した。なお、英訳版の作成は第一版に続いて2度目となる。

# 事業継続ガイドライン第三版英訳版について

## ■現状

■事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の普及促進は、我が国全体の事業継続能力の向上の実現、日本社会や経済の安定性の確保および海外から見た日本企業の信頼性向上のために極めて重要である。

■BCPを策定する日本企業は増えている。平成26年（2014年）に内閣府が実施した「企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」によると、BCPの策定状況は大企業で約54%、中堅企業で約25%が策定済みとなっており、増加傾向にある。

■我が国の企業がBCPを策定する際、最も多く参考にされてきたのが第一版以降の本ガイドラインである。第三版では各種のインシデントに対応する事業継続の手法が盛り込まれたため、今後、企業・組織が一層事業継続の手法を有効活用していくことが期待される。

■日本で発生するインシデント（自然災害を含む）が国内外の経済活動にサプライチェーンを通じて大きな影響を与える例が続いていることから、**海外に拠点を構える日本企業のみならず外国の企業・政府機関にも、自然災害が多く発生する日本における事業継続への取組の手法に関心が高まっている。**

# 事業継続ガイドライン第三版英訳版について

## ■ 翻訳について

- 想定する読者層： **1) 日本企業の海外拠点・子会社、2) 外国企業の国内拠点・子会社、3) 日本企業と接点のある、または接点を持ちたいと望む外国の企業、4) 外国政府・地方自治体等の関係者**

⇒例えば、日本企業が国際展開に当たり日本企業の事業継続の取組を相手国側が理解しやすくすることや、日本企業の取引先が日本企業の求める事業継続能力について理解を促進することの必要性を意識。

- 日本語版を本文、英語訳を仮訳と位置付けているが、**極力、仮訳が本文を精密に翻訳するよう**に努めた。

- 使用する専門用語に関しては、誤った理解を生じさせないためにも、**できるだけ英語上の用語の統一**を図った。

⇒事業継続ガイドライン第三版と国際規格や海外の規格が併用されたり、取引関係の中でお互いの整合性を確認する必要性が生じたりする可能性がある。そこで、読者にとってISOの事業継続マネジメントに関連する規格との関係性が理解しやすいよう、同一概念の用語や表現の整合性が可能な範囲で確保されるよう翻訳。

# 事業継続ガイドライン第三版英訳版について

## ■取組について

- 国際規格の用語を確認し、これらの用語の定義を第三版英訳版の用語と比較検討した。
- 上記を踏まえ、「事業継続計画策定・運用促進方策に関する検討会」での意見を集約し、**最終版として公表。**

